

20監査公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成20年5月15日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類，対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 福岡市土地開発公社（事務監査・工事監査）
- (2) 財団法人福岡市施設整備公社（事務監査・工事監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 社団法人福岡市医師会（事務監査）

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 社団法人福岡市医師会（事務監査）
- (2) 学校法人麻生塾（事務監査）
- (3) 社会福祉法人福岡ケアサービス（事務監査）
- (4) 株式会社西日本介護サービス（事務監査）
- (5) 社会福祉法人まいづる会（事務監査）
- (6) 社会福祉法人敬養会（事務監査）
- (7) 福岡新都心開発株式会社（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表2までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 福岡市土地開発公社

(1) 団体の概要

- | | |
|---------|---|
| ア 基本財産 | 4,000万円（平成19年9月30日現在） |
| イ 設立年月日 | 昭和37年11月5日 |
| ウ 設立の目的 | 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| エ 事業内容 | (ア) 道路，公園，緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地等の取得，造成その他の管理及び処分 |

(イ) 前号の業務に附帯する業務

(ウ) 国，地方公共団体その他公共的団体の委託に基づく，土地の取得のあつせん，調査，測量その他これらに類する業務

オ 役員及び職員数 役員11人，職員27人（平成19年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産の全額を出資している。また，総額1,640億円（平成19年9月30日現在）を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について債務保証を行っている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は29人，兼務は8人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成15年5月から同19年12月まで

実施期間 平成19年11月27日から同年12月12日まで

(工事監査)対象期間 平成17年10月から同19年9月まで

実施期間 平成19年12月3日から同20年2月15日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 財団法人福岡市施設整備公社

(1) 団体の概要

ア 基本財産 2億円(平成19年9月30日現在)

イ 設立年月日 平成12年3月1日

ウ 設立の目的 公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに，その成果を一般に普及することにより，建築物の安全性と機能性の確保を図り，もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 建築物の維持保全に関する調査研究事業

(イ) 建築物の維持保全に関する知識及び技術の普及事業

(ウ) 建築物の維持保全に関する相談及び技術的指導

(エ) 公共建築物の維持保全，管理等の受託に関する事業

(オ) 学校施設等の建設，貸付け及び譲渡に関する事業

(カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員8人，職員22人(平成19年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産の全額を出捐している。また，運営費の助成として平成18年度に3億1,292万3,247円の補助金を交付するとともに，借入に係る利息の支払資金として3,585万6,531円の貸付を行っているほか，総額72億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。

また，福岡市は市有建築物の保全業務等の委託を行い，その委託料総額は平成18年度において40億5,378万1,724円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は22人，兼務は3人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年1月から同19年12月まで

実施期間 平成19年12月3日から同年12月19日まで

(工事監査)対象期間 平成17年10月から同19年9月まで

実施期間 平成19年12月3日から同20年2月15日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

事業資金の借入金事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

「学校施設等の建設、貸付け及び譲渡に関する事業」については、金融機関からの借り入れにより事業資金を調達している。事業資金の借り入れに当たっては、経済性を考慮し、現に事業資金が必要となる時期に行わなければならない。しかしながら、平成18年度借入金事務において、事業資金を借り入れてから、支払までに相当の期間を要し、不要な借入金に係る利息が生じているものがあった。

事業資金の借り入れに当たっては適正な時期に行うよう注意されたい。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社団法人福岡市医師会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和22年11月1日

イ 設立の目的 医道の昂揚，医学，医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り，あわせて会員の福祉を増進することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 医道の昂揚に関する事項
(イ) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
(ロ) 医療の普及充実にに関する事項
(ハ) 各種医療保険制度の調査研究に関する事項
(ニ) 医学の振興に関する事項
(ホ) 医育の整備に関する事項
(ヘ) 医療資材の改良に関する事項
(セ) 医師の補習教育に関する事項
(ゼ) 医事衛生の調査研究に関する事項
(コ) 医業経営の改善に関する事項
(サ) 会員の福祉親睦に関する事項
(シ) 看護師その他医療従事者養成に関する事項
(ス) 成人病センターの設置運営に関する事項
(セ) 臨床検査センターの設置運営に関する事項
(ソ) 訪問看護ステーションの設置運営に関する事項
(タ) 居宅介護支援事業所の設置運営に関する事項
(チ) 介護予防支援事業の運営に関する事項
(ツ) その他目的達成上必要な事項

エ 役員及び職員数 役員20人，職員433人（平成19年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡市医師会事業等の助成として平成18年度に1億7,635万1,200円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年2月から同20年2月まで

実施期間 平成20年2月1日から同年2月4日まで

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

監査は，公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として，抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに，関係者から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

1 社団法人福岡市医師会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市早良区百道浜一丁目6番9号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立急患診療センター等

ア 所在地

急患診療センター 早良区百道浜一丁目

東急患診療所 東区箱崎二丁目

博多急患診療所 博多区博多駅前二丁目

南急患診療所 南区塩原三丁目

城南急患診療所 城南区鳥飼五丁目

西急患診療所 西区内浜一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容及び開設年月日

急患診療センター 内科，小児科，外科，眼科，産婦人科，耳鼻咽喉科
(平成4年4月18日)

東急患診療所 内科，小児科(昭和50年4月26日)

博多急患診療所 内科，小児科(平成14年2月17日)

南急患診療所 内科，小児科(昭和49年3月23日)

城南急患診療所 内科，小児科(昭和62年4月17日)

西急患診療所 内科，小児科(昭和59年5月3日)

オ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は，平成18年度において12億1,103万5,332円となっている。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年2月まで

実施期間 平成20年2月1日から同年2月4日まで

なお，平成16年2月から同18年3月までの間における公の施設管理受託団体監査も併せて実施した。

(5) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 学校法人麻生塾

(1) 主たる事務所の所在地

飯塚市芳雄町3番83号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立老人福祉センター長生園

ア 所在地 福岡市博多区千代一丁目

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート7階建の2階の一部
敷地面積 福岡市2,315.08㎡，民間2,478.38㎡

延床面積 1,206.13m²

オ 開設年月日 昭和43年4月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料等

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において3,703万4,200円となっている。また、老人教室、高齢者創作講座の事業実施委託料は、平成18年度において355万9,300円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年1月まで

実施期間 平成20年1月24日から同年1月25日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 社会福祉法人福岡ケアサービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市西区生の松原三丁目13番15号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立老人福祉センター福寿園

ア 所在地 福岡市西区今宿青木

イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート4階建

敷地面積 3,065.00m²

延床面積 1,672.45m²

オ 開設年月日 昭和47年8月1日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料等

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において4,748万7,897円となっている。また、老人教室、高齢者創作講座の事業実施委託料は、平成18年度において507万785円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年2月まで

実施期間 平成20年1月31日から同年2月1日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 株式会社西日本介護サービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区大名二丁目4番30号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立老人福祉センター東香園

(ア) 所在地 福岡市東区香住ヶ丘一丁目

(イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで

(ウ) 所管局 保健福祉局

(エ) 施設内容 構造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 3,384.00m²

延床面積 1,032.62m²

(オ) 開設年月日 昭和50年2月1日

(カ) その他 利用料金制の導入なし

イ 福岡市立老人福祉センター若久園

- (7) 所在地 福岡市南区若久六丁目
- (イ) 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
- (ウ) 所管局 保健福祉局
- (エ) 施設内容 構造 鉄筋コンクリート2階建
敷地面積 3,448.66㎡
延床面積 1,086.83㎡
- (オ) 開設年月日 昭和48年9月1日
- (カ) その他 利用料金制の導入なし
- (3) 福岡市からの管理料等
上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において東香園3,528万6,487円、若久園3,390万6,000円となっている。また、老人教室、高齢者創作教室の事業実施委託料は、平成18年度において東香園720万5,665円、若久園731万1,555円となっている。
- (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年1月まで
実施期間 平成20年1月15日から同年1月17日まで
- (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 5 社会福祉法人まいづる会
 - (1) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区長浜一丁目2番15号
 - (2) 監査に係る公の施設
福岡市立老人福祉センター舞鶴園
 - ア 所在地 福岡市中央区長浜一丁目
 - イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
 - ウ 所管局 保健福祉局
 - エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート4階建の3・4階分
敷地面積 2,876.48㎡
延床面積 1,080.03㎡
 - オ 開設年月日 昭和52年4月1日
 - カ その他 利用料金制の導入なし
 - (3) 福岡市からの管理料等
上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において3,662万円となっている。また、老人教室、高齢者創作講座の事業実施委託料は、平成18年度において536万920円となっている。
 - (4) 監査の区分、対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成18年4月から同20年1月まで
実施期間 平成20年1月29日から同年1月30日まで
 - (5) 監査の結果
監査の結果、特に指摘する事項はなかった。
- 6 社会福祉法人敬養会
 - (1) 主たる事務所の所在地
福岡市早良区東入部二丁目16番17号
 - (2) 監査に係る公の施設
福岡市立老人福祉センター早寿園
 - ア 所在地 福岡市早良区重留七丁目
 - イ 指定期間 平成18年4月1日から同21年3月31日まで
 - ウ 所管局 保健福祉局

エ 施設内容 構造 鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積 3,601.23㎡
延床面積 1,319.21㎡(デイサービスセンター分を含む。)

オ 開設年月日 平成元年 8 月 9 日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料等

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において3,850万7,000円となっている。また、老人教室、高齢者創作講座の事業実施委託料は、平成18年度において460万340円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年 4 月から同20年 1 月まで

実施期間 平成20年 1 月21日から同年 1 月22日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 福岡新都心開発株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神二丁目 6 番 1 号

(2) 監査に係る公の施設

きらめき通り自転車駐車場

ア 所在地 福岡市中央区天神二丁目

イ 指定期間 平成16年 3 月 1 日から同20年 3 月31日まで

ウ 所管局 中央区役所

エ 施設内容 構造 地下 3 層

施設内容 自動精算式ゲート・コンベア

収容台数 583台

施設面積 615㎡

オ 供用開始年月日 平成16年 3 月 1 日

カ その他 利用料金制の導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成18年度において1,278万7,704円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成18年 4 月から同19年12月まで

実施期間 平成19年12月18日

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表 1

福岡市土地開発公社 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
九州大学統合移転事業用地造成工事（工区その3）	当初 1,197,000,000 円 変更 1,248,151,800 円	平成 17年 2 月 22日 から 平成 19年 9 月 30日 まで

別表 2

財団法人福岡市施設整備公社 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
東市民センター 3 階ホール天井改修工事	46,074,000 円	平成 17年 12月 29日 から 平成 18年 3 月 25日 まで
（仮称）アイランドシティ小学校校舎等新築工事	当初 1,338,750,000 円 変更 1,320,892,650 円	平成 18年 3 月 23日 から 平成 19年 3 月 5 日 まで
（仮称）アイランドシティ小学校講堂兼体育館新築工事	586,950,000 円	平成 18年 3 月 23日 から 平成 19年 3 月 5 日 まで
本庁舎行政棟蛍光灯安定器取替工事	32,970,000 円	平成 17年 9 月 13日 から 平成 18年 2 月 28日 まで
（仮称）アイランドシティ小学校校舎等新築衛生設備工事	当初 181,650,000 円 変更 172,128,600 円	平成 18年 3 月 25日 から 平成 19年 3 月 15日 まで
外 17 件		